

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律要綱

第一 選挙期日等に関する事項

一 指定市町村（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「統一地方選特例法」という。）第一条第一項に規定する選挙の期日においては平成二十三年東北地方太平洋沖地震の影響のため選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として総務大臣が指定する市町村をいう。）及び指定県（指定市町村の区域を包括する県をいう。）のうち、平成二十三年三月一日から同年六月十日までの間にその議会の議員又は長の任期が満了することとなるものの議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項及び統一地方選特例法第一条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して二月を超え六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「特例選挙期日」という。）とすること。（第一条第一項関係）

二 指定市町村及び指定県のうち、統一地方選特例法第一条第四項の規定により同条第一項に規定する選挙の期日において選挙を行うこととされるものの当該選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第二項又は

第三十四条第一項及び統一地方選特例法第一条第四項の規定にかかわらず、特例選挙期日とすること。

(第一条第二項関係)

三 一又は二の適用を受ける指定市町村又は指定県の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が第三の1から5までに掲げる日の前五日までに生じたときは、当該選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項及び統一地方選特例法第一条第三項又は第四項の規定にかかわらず、特例選挙期日とすること。(第一条第三項関係)

四 一による指定をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならないこと。(第一条第

四項関係)

五 一による指定に当たっては、総務大臣は、あらかじめ当該県の選挙管理委員会の意見を聴かなければならないこと。(第一条第五項関係)

六 五により当該県の選挙管理委員会が総務大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聴くものとする。こと。(第一条第六項関係)

第二 任期の特例に関する事項

この法律の施行の日から平成二十三年六月十日までの間に任期が満了することとなる指定市町村又は指定県の議会の議員又は長の任期は、地方自治法第九十三条第一項又は第四百四十条第一項の規定にかかわらず、特例選挙期日の前日までの期間とすること。（第二条関係）

第三 告示の期日に関する事項

第一により行われる選挙の期日を告示する日をそれぞれ次のとおりとすること。（第三条関係）

- 1 県知事選挙にあつては、特例選挙期日前十七日に当たる日
- 2 指定都市の長の選挙にあつては、特例選挙期日前十四日に当たる日
- 3 県及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、特例選挙期日前九日に当たる日
- 4 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、特例選挙期日前七日に当たる日
- 5 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては、特例選挙期日前五日に当たる日

第四 同時選挙に関する事項

指定県の議会の議員の選挙及び指定市の知事の選挙又は指定市町村の議会の議員の選挙及び指定市町村の長の選挙については、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定による同時選挙とするものとし、指

定市町村の議会の議員又は長の選挙及び当該指定市町村の区域を包括する指定県の議会の議員又は長の選挙については、同条第二項の規定により同時選挙とするものとする。 (第四条関係)

第五 文書図画の掲示の禁止期間に関する事項

第一の一により行われる選挙について、公職選挙法第四百四十三条第十六項の規定を適用する場合には、同項第二号に規定する一定期間は、同条第十九項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から特例選挙期日までの間とすること。 (第五条関係)

第六 寄附等の禁止期間に関する事項

第一の一により行われる選挙についての寄附等の禁止期間は、この法律の施行の日から特例選挙期日までの間とすること。 (第六条関係)

第七 その他

一 第二から第六までに定めるもののほか、第一の規定により行われる選挙に係る公職選挙法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。 (第七条第一項関係)

二 指定市町村又は指定県の議会の議員又は長の第一により行われる選挙以外の選挙につき公職選挙法の規定により難い事項については、政令で特別の定めをすることができるとすること。（第七条第二項関係）

三 この法律は、公布の日から施行するものとする。（附則第一条関係）

四 第一により行われる選挙により選挙すべき地方公共団体の議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数等を定めるに当たっては、当該地方公共団体の条例の定めるところにより、官報で公示された平成十七年の国勢調査の結果による人口によることができるものとする。（附則第二条第一項関係）